

島根県知事
丸山 達也 様

令和6年度
予算編成及び施策に関する要望



(隠岐の島町：夕日が灯るローソク島)

令 和 5 年 8 月

島 根 県 町 村 会

平素から町村行政の推進と本会の運営に対して格別のご支援をいただき、
厚く御礼申し上げます。

中国地方は平年より8日早い5月29日に梅雨入りし、前半は比較的穏やかに推移しましたが、7月8日から9日にかけては梅雨前線の活動が活発になり、線状降水帯の発生で激しい雨に見舞われました。今回の大雨では、県東部の都市部を中心に人的被害や家屋の浸水、道路の冠水、土砂崩れによる孤立集落が発生するなど大変大きな被害をもたらしました。

毎年のように繰り返される自然災害に対し、住民の生命と財産、日常生活の安全・安心がしっかりと確保できるよう、引き続き災害復旧事業や防災・減災・国土強靭化関連事業への手厚いご支援をお願いいたします。

さて、5月8日以降、新型コロナウイルス感染症が5類相当に引き下げられ、一応の収束に向かうことになりました。一方、ウクライナ危機や気候変動、原油相場の上昇などによるエネルギー価格をはじめとした諸物価の高騰は止まることなく、国民生活に打撃を与え続けています。我々町村としても、住民の日常生活の不安解消に努めながら、地方創生の実現や少子化の歯止めに向け、一層の努力が求められているものと認識しています。

しかしながら県内町村のほとんどが、中山間・離島など条件不利地域に立地しており、財政基盤も脆弱です。

今後とも、デジタルを活用した地域振興、人口減少対策をはじめ医療、公共交通の確保、さらには災害復旧やインフラ更新など、住民が安心して暮らせる基盤づくりのためには、国による手厚い財政支援措置や、県による地域の実情を踏まえた諸施策の推進が不可欠です。

つきましては、令和6年度の予算編成と今後の施策展開について、実現していただきたい事項をとりまとめましたので、県内町村を取り巻く厳しい実情を御賢察いただき、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

令和5年8月25日

島根県町村会長 池田高世偉

令和6年度予算編成及び施策に関する要望項目

1. 地方創生の更なる推進について

- (1)地方創生推進財源の確保
- (2)県版総合戦略「島根創生計画」の積極的な展開
- (3)地域公共交通確保対策
- (4)労働力不足対策
- (5)「特定地域づくり事業推進法」への対応
- (6)東京一極集中の抜本的是正

2. デジタル化施策の推進について

- (1)行政のデジタル化に対する支援
- (2)条件不利地域に対する支援

3. 行財政運営に必要な地方税財源等の確保・充実について

- (1)地方交付税の総額確保
- (2)地方交付税算定方式の見直し
- (3)新型コロナウイルス感染症及び物価高騰対策実施のための万全な財政対策等
- (4)市町村振興資金の制度改正
- (5)過疎地域の公共施設適正管理推進事業債の財政措置の拡大

4. 万全な経済対策の実施について

- (1)中小企業・小規模事業者等への支援の拡充
- (2)物価高騰対策の継続

5. 頻発化する豪雨災害について

- (1)江の川の治水対策
- (2)集中豪雨・地震等による大規模災害からの復旧・復興

6. 公職選挙制度の見直し・改善等について

- (1)参議院選挙における合区の早期解消
- (2)公職選挙における電子投票導入
- (3)期日前投票所の弾力的な運用

7. 過疎対策事業の円滑な推進について

- (1)過疎対策事業債の拡充
- (2)過疎地におけるガソリンスタンドの維持・確保対策

8. 離島、中山間地域における医療体制等の確保について

- (1)新型コロナウイルス感染症5類移行後の対策
- (2)医療体制の確保対策
- (3)医療従事者の確保対策

9. 国民健康保険の安定運営の確保について

- (1)国保改革にあたっての課題解決

10. 福祉施策の推進について

- (1)小規模特別養護老人ホームに係る制度設計の見直し
- (2)中等度の加齢性難聴者への補聴器購入費補助制度の創設

11. 農林水産業施策の推進について

- (1)食料の安定供給の確保
- (2)農林漁業従事者の収入確保等
- (3)国際農業交渉に関する適切な対応
- (4)日本型直接支払制度
- (5)森林環境譲与税の譲与基準の見直し
- (6)新たな森林管理システムへの支援
- (7)水産業の振興対策

12. 有害鳥獣対策の推進について

- (1)ツキノワグマ対策の強化
- (2)野生鳥獣被害対策の充実

13. 高速道路等の整備促進及び社会資本の老朽化対策の推進について

- (1)山陰道の早期完成と新たな道路網構想
- (2)道路整備に必要な予算総額の確保
- (3)社会資本の老朽化対策の推進
- (4)道路の安全対策の推進

14. 空き家対策への総合的な取組みについて

- (1)財政措置の充実強化
- (2)空き家の有効活用等の推進

15. 竹島の領土権の早期確立・日韓新漁業協定の実効確保等について

- (1)竹島の領土権の早期確立
- (2)日韓新漁業協定の実効確保と監視取締体制の充実強化

16. 離島への支援について

- (1)離島振興に向けた特別措置の拡充
- (2)有人国境離島に対する特別な支援
- (3)隠岐ユネスコ世界ジオパークに対する支援

17. 海岸漂着ゴミ対策の充実強化について

- (1) 海岸漂着物対策推進のための財政措置の恒久化
- (2) 対岸諸国からの漂着ゴミに関する国家間協議の推進

18. 米軍機による低空飛行訓練の中止等について

- (1) 関係機関への中止等要請
- (2) 国による実態把握と実態の伝達
- (3) 住民負担の軽減

19. エネルギー対策の推進について

- (1) 安定的なエネルギー需給構造の確立
- (2) 再生可能エネルギーの導入促進と地産地消型エネルギーシステムの構築
- (3) 水力発電施設周辺地域交付金制度の充実

20. 教育環境の充実について

- (1) 教育魅力化推進事業の推進等
- (2) 島留学・山村留学等への支援
- (3) 教員の安定的確保と適正な教員配置
- (4) 小中学校における英語教育の充実
- (5) 学習環境・指導環境の整備
- (6) スポーツ・文化活動の振興
- (7) 文化財保存活用財源の確保

令和6年度予算編成及び施策に関する要望

1. 地方創生の更なる推進について

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を推進するにあたって、各町村が地方創生に向けた取組を継続し、充実強化できるよう、国及び県においては、次の事項について適切な措置を講じることを要望する。

(1) 地方創生推進財源の確保

- ①各町村が総合戦略に基づいて実施する各種施策が継続的・安定的に行えるよう、国において地方創生推進財源を確保すること。特に、地方財政計画に計上されている「デジタル田園都市国家構想事業費(地方創生推進費)」の継続拡充を図ること。
- ②「デジタル田園都市国家構想交付金」については、国において対象事業の要件緩和など、地域の実情に応じて効果的に活用できる自由度の高い制度にするとともに、予算規模の拡大を図ること。

また、交付金に係る地方の財政負担については、「デジタル田園都市国家構想事業費(地方創生推進費)」とは別に、地方財政措置を講じること。

(2) 県版総合戦略「島根創生計画」の積極的な展開

- ①島根創生計画を着実に実施するにあたっては、離島・中山間地域の暮らしを支える「小さな拠点づくり」を積極的に推進すること。
- ②現状、都道府県、市町村によって異なる子どもの医療費負担については、居住地にかかわらず同様の支援が受けられるよう、国の制度として無料化するよう引き続き働きかけるとともに、県の子どもの医療費助成制度については、対象年齢を少なくとも中学校終了まで拡大すること。
更に、その財源となっている「しまね結婚・子育て市町村交付金」は、様々な事業を対象に包括的に交付される仕組みとなっており、医療費助成に対する上限額を充当した残額は、従来の子育て支援事業に対する支援額を下回っている。したがって、子どもの医療費助成制度については、乳幼児医療費補助金と同様に同交付金から分離した上で、同交付金の必要額を充実させるなど改善を図ること。
- ③若者定住や UI ターンを促進するためには、居住環境の整備が不可欠である。町村において、定住者の受入に向けた住宅の新築や空き家の改修等がより一層進むよう、「しまね定住推進住宅整備支援事業」の所要額の確保や補助率の嵩上げ、対象経費の拡大など、支援制度の更なる充実強化を図ること。

(3) 地域公共交通確保対策

①離島・中山間地域では、買い物や通院など日常生活に必要不可欠な、住民が利用しやすい地域公共交通網を整備・維持することが、喫緊の課題となっている。

県におかれては、「島根県生活交通確保対策交付金」により、生活バスや乗り合いタクシーなど町村の生活交通を確保するための支援を行っているが、同交付金については、引き続き充分な予算措置を行うこと。

②鉄道は沿線の町にとって重要な地域公共交通であることから、地域鉄道を維持するための補助経費や利活用を促進する取組に対し、十分な支援を行うよう国に働きかけること。

また、国において地域の鉄道のあり方について再構築協議会で検討を行う場合には、影響を受ける町村の意見を十分に反映できるものとともに、地域公共交通の再構築に関する取組に対し十分な財政措置を確保すること。

(4) 労働力不足対策

県内町村においては、若者の県外流出や少子高齢化により、生産年齢人口の減少という問題に直面しており、製造業、建設業、情報産業など幅広い産業で人手不足の状況になっている。くわえて、目まぐるしく変化する経済・社会環境の中で、企業・労働者双方が持続的成長を図るために、企業主導型の教育訓練の強化を図るとともに、労働者の自律的・主体的かつ継続的な「学び・学び直し」を促進することが、一層重要となっている。

については、新型コロナウイルス感染拡大をきっかけに、地方での就職や移住を検討する機運も高まる中、デジタル技術を活用しながら

- ① 新規学卒者の県内就職促進
 - ② 早期離職の解消
 - ③ 専門的技能を持つ人材の県内企業への UI ターン就職促進
 - ④ 「学び直し」の促進による雇用のミスマッチ解消
- など、人材確保対策をより一層強化すること。

(5) 「特定地域づくり事業推進法」への対応

「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」は、過疎地域等において若者の安定的な雇用等を実現し、地域の担い手となる人材確保を図るうえで、重要な役割を果たすことが期待される。

については、未設置町村において、法に基づく諸施策が円滑に実施できるよう、引き続き、事業協同組合の設立・運営に関する相談体制の整備や、町村職員に対する研修・情報提供など、県による指導・支援の充実強化に取り組むこと。

(6) 東京一極集中の抜本的是正について

新型コロナウイルス感染症の拡大リスクや首都直下型地震等の大規模災害など、危機管理の観点からも、東京一極集中の是正と自立分散型国土の形成は、国を挙げて取り組むべき喫緊の重要課題である。

今後、「デジタル田園都市国家構想」等のデジタル技術を活用した地方活性化施策を総動員し、コロナ禍を契機に本格化の兆しの見える地方への移住・定住、若者や都市住民の田園回帰等の流れを一層加速させること。

また、脱炭素社会の実現やエネルギー安全保障確保の観点から、農山漁村に豊富に存在する再生可能エネルギーを最大限活用し、エネルギーの地産地消、地域循環モデルの構築等グリーン(脱炭素)化による地方活性化施策を推進することで、東京一極集中を抜本的に是正するよう国に働きかけること。

2. デジタル化施策の推進について

デジタル技術を活用して地方の活性化を目指す『デジタル田園都市国家構想』の推進に当たっては、次の事項について適切な措置を講じることを要望する。

(1) 行政のデジタル化に対する支援

町村におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進に当たっては、小規模町村の財政負担が大きいことから、国において積極的な財政支援を行うこと。

また、町村における専門人材の確保・育成が将来にわたる課題となることから、県においては現場のニーズを踏まえた人的支援を更に充実させるとともに、国等における研修・教育カリキュラムなど一層充実するよう働きかけること。

更に、町村の情報システムの標準化・共通化及びガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行については、早期に的確な情報提供を行うとともに、それぞれの町村の状況に応じたきめ細やかな対応を行うこと。

加えて、やむを得ない事情により令和7年度までにシステム移行できない町村に対し、不利益が生じないように配慮すること。

(2) 条件不利地域に対する支援

条件不利地域を含めた全ての地域がデジタル化に取り残されることなく、社会的弱者を含む全ての住民が等しくサービスの向上を享受できるよう、国において必要な対策を講じるとともに、町村が独自に行うデジタル技術を

活用した地域社会の活性化・課題解決に係る事業の実施に要する経費については、財源の乏しい町村の実情や条件不利地域等のハンディキャップを考慮し、十分な技術的・財政的支援を行うよう国に働きかけること。

3. 行財政運営に必要な地方税財源等の確保・充実について

次の事項が実現するよう、県が国に対して強力に働きかけることを要望する。

(1) 地方交付税の総額確保

骨太の方針2023を踏まえ、令和6年度の地方財政対策においては、地方財政の極めて厳しい現状等を踏まえ、地方交付税の法定率の引き上げや、臨時財政対策債の廃止・縮減を含めた抜本的な改革等を行うべきであり、臨時財政対策債に頼らず、安定的に地方交付税総額の確保を図ること。

とりわけ、人口減少・少子高齢化に的確に対応するとともに地方創生の更なる推進を図るため「デジタル田園都市国家構想事業費」、「地域社会再生事業費」を拡充・継続するなど地方交付税等一般財源総額を確実に確保すること。

(2) 地方交付税算定方法の見直し

- ① 各町村の行政コスト差は人口や地理的条件などによるところが大きく、民間委託などが困難な離島・中山間地域に位置する小規模な町村にまで、一律に理不尽な行政コスト削減を強いいるような基準財政需要額の算定は行わないこと。
- ② 地域の医療・保健・福祉サービスの確保をはじめ、生活交通の確保、地域コミュニティや消防防災体制の維持等は、町村にとって大きな課題であり、今後交付税算定の見直しを行う場合には、過疎、山村、離島、半島、豪雪等不利な条件を抱える町村の多様な財政需要を的確に反映して、個別町村の行財政運営に支障を来すことのないようにすること。
- ③ 町村における森林・林野行政の充実と、森林整備促進の実効性を高めるため、地方交付税における基準財政需要額に「林野面積」(国有林野面積を含む)や「林道延長」を測定単位とする「森林・林野行政費」を新設すること。

(3) 新型コロナウイルス感染症及び物価高騰対策実施のための万全な財政対策等

新型コロナウイルス感染症が収束に向いつつあるが、感染の再拡大防止対策や遅れ気味な地方の雇用・経済対策を推進するため、引き続き予備費の活用や必要に応じた適時の補正予算編成等により、各分野の対策事業費の確保に万全を期すこと。

また、最近の物価高騰の影響により建設費等高騰が続いていることから、町村が実施する事業に影響を及ぼさないよう、公共事業等の補助率、補助単価等について実態に即した機動的な引き上げを行うこと。

(4)市町村振興資金の制度改正

厳しい財政状況の中で、財政健全化に向けて取り組む市町村が安定した財政運営を確保するため、県市町村振興資金が活用可能となるよう制度を改正すること。

(5)過疎地域の公共施設適正管理推進事業債の財政措置の拡大

公共施設等総合管理計画の個別計画に基づき、公共施設の 1)集約化・複合化事業、2)長寿命化事業、3)転用事業、4)立地適正化事業、5)ユニバーサルデザイン事業、6)除却事業を行う場合の充当率を100%、交付税措置率を70%に拡大すること。

4. 万全な経済対策の実施について

エネルギー価格や諸物価の高騰により、住民生活や地域商工業に甚大な影響が生じており、以下の事項について国に対し強力に働きかけていただきたい。

(1)中小企業・小規模事業者等への支援の拡充

①コロナ対策に伴う実質無利子・無担保の保証付き融資の返済開始が令和5年5月に本格化したが、経営状況の悪化が続いている事業者にとって非常に大きな負担となっている。そのため経営の再建や持続性が確保できるよう返済猶予の延長、利子補給の実施、また、返済困難な事業者に対しては債務減免や経営コンサルティングの提供など支援の充実を図ること。

②物価高騰による経済的な負担を軽減するため、地域商工業者に対する金融、税制、各種補助事業等を継続するとともに、その拡充を図ること。更に、新たな産業の育成、雇用創出に向けた政策や助成金の提供など地域の創業支援策や雇用創出施策を強化すること。

(2)物価高騰対策の継続

不安定な国際情勢や為替相場の変動に伴う燃料価格や電気料金を含む物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担軽減を図るため、引き続き地域特有の事情に即し、効果的な経済対策を講じる観点から、地方創生臨時交付金を継続的に交付するよう、国に働きかけること。

5. 頻発化する豪雨災害について

(1) 江の川の治水対策

毎年のように浸水被害を受けている江の川の治水対策を加速するため、令和4年3月に策定された「治水とまちづくり連携計画」により、緊急対策特定区間に指定された江の川下流域の17地区が、今後10年間で重点整備されることになったが、未着手の地区への対策や内水排除も含め治水対策の早期実現を引き続き国に対して強く働きかけること。

(2) 集中豪雨・地震等による大規模災害からの復旧・復興

近年頻発する記録的な豪雨・大型台風により、多数の死傷者や河川の氾濫による大規模な浸水、土砂崩れや、道路・橋梁等交通インフラの寸断、油の流出による汚染や倒木による大規模停電等、被害が甚大化している。

このため、被災町村が早期に復旧・復興できるよう、国庫補助金や特別交付税をはじめとした地方財政措置による十分な財政支援を講じること。

特に、町村が整備している光ファイバ網の災害復旧については、デジタル社会を支えるインフラ基盤としての重要性に鑑み、道路等の災害復旧と同等の国庫補助金、地方財政措置とすること。

また、町村では技術系職員が不足しており、復旧事業に支障が生じる懸念があることから、引き続き、国や県による人的支援や民間事業者の活用に対する支援等を強化すること。

6. 公職選挙制度の見直し・改善について

公職選挙制度の見直し・改善について、次のとおり要望する。

(1) 参議院選挙における合区の早期解消

我が国が直面する国全体の急激な人口減少や東京圏一極集中及び地方衰退の弊害がこれ以上深刻化しないよう、この国のあり方を考えていくうえでも、国政において多様な地方の意見がしっかりと反映される必要があり、都道府県ごとに集約された意思が参議院を通じて国政に届けられなくなることは極めて問題で、地方創生や安心安全な国づくりにも逆行するものである。

よって、早急に合区を解消し、都道府県単位による代表が国政に参加できる選挙制度となるよう、県が国に対して働きかけること。

(2) 公職選挙における電子投票導入

投票所の確認作業、投票用紙の交付、開票作業の按分票等一連の選挙事務に多額の費用と時間を要している。将来的な少子高齢化社会に対応し、円滑に投票ができ、投開票作業等が迅速に行えるよう、電子投票システムをすべての自治体に構築すること。

(3)期日前投票所の弾力的な運用

期日前投票所の開設に当たっては、期日前投票管理者、投票立会人の拘束時間が長時間であるため、高齢化している町村では、人員確保に苦慮している。また、人口の少ない町村においては、18時以降の期日前投票者の数は極端に少ない。よって、期日前投票所の開設時間については、人員確保やコスト削減の観点から地域実情に合った運用ができるよう一層の弾力化措置を講じること。

7. 過疎対策事業の円滑な推進について

(1)過疎対策事業債の拡充

過疎対策事業債については、過疎市町村数が増加したこと、過疎計画に基づく事業が本格化することから過疎対策事業が着実に実施できるよう、増額を図るとともに各種支援制度の拡充を図るよう国に対して働きかけること。

(2)過疎地におけるガソリンスタンドの維持・確保対策

ガソリンスタンドは、自家用車や農業用機械への給油のほか、高齢者宅等への灯油配送など生活に不可欠な役割を担っており、地域の燃料供給体制を維持・確保していく必要がある。

については、令和5年度に創設された県の「ガソリンスタンド存続のための改修費支援制度」においては、支援対象が旧町村単位とされているが、過疎地のガソリンスタンドは必ずしも旧町村単位に存在するものではなく、支援対象、支援回数、限度額などについて弾力的な運用を行うこと。

8. 離島、中山間地域における医療体制等の確保について

次の事項が実現するよう、国及び県において適切な措置を講じることを要望する。

(1)新型コロナウイルス感染症5類移行後の対策

- ①新型コロナウイルス感染症の5類移行後においても、感染の再拡大防止対策に万全を期すこと。とりわけ、離島・中山間地域においては医療や介護サービスの提供体制が脆弱であるため、国・県の連携による広域的な支援体制を充実強化すること。
- ②5類移行に伴い、診療報酬特例の見直しに係る病床確保料の縮減等により、公立病院に過度な負担が生じ、一般診療に影響を及ぼすことのないよう、対策を講じること。
- ③ワクチン接種については、接種の目的や方針を早期に示し、市町村における接種計画の策定や準備期間を十分確保できるよう、速やかに

情報提供を行うこと。また、接種方針の変更により、新たな事務負担や財政負担が生じないよう、配慮すること。

(2) 医療体制の確保対策

- ① 地域医療構想に基づき、在宅医療や介護施設の整備状況など離島・中山間地域の実情を踏まえた医療提供体制を構築すること。
- ② 町村における公立・公的病院は、地域に欠くことのできない基幹的な医療機関であり、地域医療の最後の砦としての役割を果たすなど、その機能と役割は益々高まっているため、再編・統合を強制しないこと。
- ③ 医師不足、看護職員不足等により公立・公的病院の経営は極めて厳しいことから、こうした医療機関に対する財政支援措置を充実強化すること。
- ④ 医療機関の控除対象外消費税の取扱いについては、地域医療確保の観点から、医療機関の経営に影響が生じないよう、適切な対策を講じること。

(3) 医療従事者の確保対策

- ① 医療機関で必要な医師の総数を確保するとともに、医師や診療科の地域的偏在を解消できるような効果的な医師確保対策を早急に構築・実施すること。
- ② 自治医科大学卒業医が義務年限終了後も県内に定着するよう、待遇改善など効果的な施策を講じること。
- ③ 中長期的な医師確保対策として、地方大学の医師養成数を増員すること。
また、大学では医師不足地域での勤務を義務づける入学枠を確保すること。
- ④ 看護師、助産師等の看護職員不足を解消するため、県内の看護職員養成機関における地域推薦枠の拡大や就学資金の充実、就労環境の整備や復職への支援などを促進すること。
また、薬剤師についても、人材確保に苦慮している県内町村の実情を踏まえ、必要な支援を行うこと。

9. 国民健康保険の安定運営の確保について

次の事項が実現するよう、国及び県において適切な措置を講じることを要望する。

(1) 国保改革にあたっての課題解決

- ① 新制度移行後の国保の安定的な運営を確保するため、毎年の公費

投入を確実に実施するとともに、今後の医療費や加入者の動向などを踏まえ、町村の実情に応じた財政支援策を講じるなど、国保の財政基盤の強化を図ること。

- ②都道府県が行う国民健康保険の実施にあたっては、県と町村との役割を明確にするとともに、かえって事務負担が増加することがないよう、事務の広域化・効率化については、町村と十分協議すること。
- ③国保総合システムに伴う費用については、保険者や被保険者に追加的な財政負担が生じないよう、国の責任において財政措置を講じること。
- ④保険料水準の平準化や保険料算定方式の統一への取組みは、町村の意見をよく聞いて実施すること。
- ⑤子どもや重度障がい者への医療費助成(地方単独事業)を行うことに対する国庫負担金及び普通調整交付金の減額算定措置を早急に全廃すること。
- ⑥未就学児に係る均等割保険料の軽減措置については、子育て支援の観点からその対象年齢及び軽減割合の更なる拡充を図るとともに、町村の減収分について必要な財政措置を講じること。

10. 福祉施策の推進について

(1) 小規模特別養護老人ホームに係る制度設計の見直し

離島・中山間地域の小規模特別養護老人ホームでは、介護報酬の大幅な引き下げや介護人材不足により、多くの施設が危機的な経営状況に陥っている。「公益社団法人全国老人福祉施設協議会」が令和4年度に実施したアンケート調査結果の報告書においても、小規模特養が地域の高齢者福祉サービスの中心的存在となっているものの、不利な立地条件や職員確保の困難性に伴う人件費の高騰及び稼働率の低迷で、厳しい経営実態であることが明らかになった。については、令和6年4月の介護報酬の改正において、条件不利地域に立地する小規模特別養護老人ホームに係る基本報酬や職員の配置基準など、制度設計を含めた見直しを行うよう強く国に働きかけること。

(2) 中等度の加齢性難聴者への補聴器購入費補助制度の創設

補聴器価格は非常に高額であり、日常生活に支障のある中等度の加齢性難聴者に対しても、生活の質の維持や認知症予防の観点から、障害者総合支援法の補装具支給制度に準じた補助制度を創設するよう国に働きかけること。

11. 農林水産業施策の推進について

本県の農山漁村は、就業人口の減少や高齢化による地域の衰退等厳しい現状にあるが、食料の生産や国土の保全等の多面的機能の発揮等、農山漁村の再生と振興は極めて重要な課題である。

各種の農林水産業施策の実施にあたっては、地域の実態を踏まえるとともに、農山漁村の持続的な発展に向け、国及び県において適切な措置を講じることを要望する。

(1) 食料の安定供給の確保

国際情勢の悪化等に伴い穀物価格の高止まりや需給の逼迫等が懸念されており、食料安全保障の観点から食料自給率の向上、農林漁業の生産力強化、農山村の活性化に向け大胆かつ抜本的な対策を講じること。

(2) 農林漁業従事者の収入確保等

農林漁業者は、国産農林水産物の需要の落ち込み、価格下落に加え燃油や資材価格、飼料・肥料の急激な高騰により、大幅な収入減となっていることから、販売促進や需要喚起に係る支援、価格安定対策の拡充、更には積極的な収益補填対策を行うこと。

また、労働力の確保、次期作に必要な種子・種苗、生産資材等の安定供給や情報提供の強化など、農林漁業者が安心して生産活動を行い、経営を継続できるよう、万全の対策を講じること。

(3) 国際農業交渉に関する適切な対応

TPP11、日EU・EPA及び日米貿易協定等に関しては、国内農業への影響を十分精査し、丁寧な情報提供に努めるとともに、影響を受ける農産物の再生産が引き続き可能となるよう、生産基盤の強化と経営安定に向けた支援を着実に実施すること。

(4) 日本型直接支払制度

①日本型直接支払制度については、必要な予算を確保するとともに、町村の財政負担の実情を勘案し、十分な財政支援措置を講じること。

②中山間地域等直接支払制度の加算措置については、第5期対策(令和2年度～令和6年度)期間中は堅持すること。また、新たに推奨されている「中山間地農業推進対策等」への制度間移行については、地域内の話し合い等の時間が必要であるため、こうした地域事情に十分配慮するとともに、次期対策の制度設計に関する情報提供など円滑な移行に必要な支援を行うこと。

③中山間地域直接支払制度の「棚田地域振興活動加算」の超急傾斜地単価については、農地保全活動に加えて高度な取組が求められる

ため、農家にとって取り組みにくい面がある。このため、活用事例や取組活動事例の具体的なイメージが共有できるようセミナー等を開催すること。また、第6期対策の制度設計に向けて、農業者にも分かりやすい簡素で効果的な加算措置となるよう、改善すること。

(5)森林環境譲与税の譲与基準の見直し

森林環境譲与税の譲与基準については、森林整備等を着実に進め、山村地域等の再生に一層取り組むことができるよう、対象となる森林や森林面積割合を見直すこと。

(6)新たな森林管理システムへの支援

令和元年度に設立された「森林経営推進センター」の運営に対する財政的支援を今後も継続すること。また、事業実施や市町村職員に対する研修、情報提供などにおいては、広域的な事業体間連携や共同化など具体的な林業振興に繋がるよう、県による指導・支援の充実・強化に努めること。

(7)水産業の振興対策

- ①年ごとに進みつつある磯焼けについて、徹底した原因の究明を図るとともに、その対策について、国及び県において早急に取り組むこと。特に、磯焼けの一因であるガンガゼの駆除に対する助成措置を講じること。
- ②沿岸漁業の振興や新規漁業者の就業促進のため、各地域での生産の柱となる高級魚介類の種苗生産・放流に、国及び県において積極的に取り組むこと。
- ③漁港に放置されているFRP漁船については、環境への悪影響とともに、操業への支障や災害等を誘発する可能性が高いため、国及び県において、実態把握に努め、処理費用に対する補助制度の創設など処理対策を早急に実施すること。

12.有害鳥獣対策の推進について

鳥獣保護法に基づく「第12次鳥獣保護管理事業計画」の着実な実施を通じ、次の事項が実現するよう、国及び県において適切な措置を講じることを要望する。

(1)ツキノワグマ対策の強化

- ①第5期特定鳥獣保護計画(ツキノワグマ)の運用にあたっても、住民の安心・安全の確保を最優先し、大量出没や人身被害が発生した際には、町村と連携して捕獲や被害防止対策、被害防止のための普及啓発等の対応を速やかに行うこと。

②引き続きツキノワグマの生息調査を実施し、生息の実態を明らかにするとともに、大量出没が発生しないように配慮した頭数管理を行っていくこと。

(2)野生鳥獣被害対策の充実

①鳥獣被害防止総合対策交付金については必要な財源を確保するとともに、狩猟者が高齢化で減少していることから、狩猟者の育成・確保に向けた支援の拡充・強化を図ること。

②有害鳥獣被害は営農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加等、数字に現れる以上に深刻な影響を及ぼしており、町村にとっても当面の重要課題である。しかしながら、問題への対応は、小規模町村では技術面や人材面から困難な取組課題である。

については、被害対策での専門人材の確保・育成に向け、国等による研修カリキュラムの提供や、市町村職員に対する研修、情報提供など、県による更なる人的・技術的支援体制の充実・強化に努めること。

③ジビエを農山村の所得を生み出す地域資源とするため、処理加工施設の整備や関係事業者の連携促進等を図るなど、ジビエ利用拡大に向けた取り組みを支援すること。

また、処理対象獣種に疫病が発生した際には、ジビエ利用について大きな規制があるため、農業共済制度のような所得補償の仕組みが不可欠である。ハード・ソフト両面からの支援策を充実させること。

13. 高速道路等の整備促進及び社会資本の老朽化対策の推進について

次の事項が実現するよう、国及び県において適切な措置を講じることを要望する。

(1)山陰道の早期完成と新たな道路網構想

救急医療、災害対策、地域の活性化を図るため、高速道路網の整備は本県にとって最重要課題である。

しかし、山陰道については、東西に長い本県の幹線道路でありながら、未着手事業化区間や未開通区間が残されており、救急搬送や観光振興などに支障をきたしている。

については、国の責任において山陰道の整備のスピードを早め、1日も早い完成を図るとともに、完成後の山陰道を利用した県西部の山陰と山陽とを結ぶ道路網構想を着実に進めること。

(2)道路整備に必要な予算総額の確保

近年の島根県に配分される国庫道路事業予算額は、年々減額しており、新規事業はもとより、既存事業についても計画的に進捗しない状況となっ

てる。骨格幹線道路に限らず地域に必要な生活関連道路整備が今後とも着実に進められるよう、必要な予算額を確保すること。

(3)社会資本の老朽化対策の推進

防災・減災に資する社会資本の老朽化対策を総合的に推進すること。とりわけ橋梁・トンネルの修繕や点検については、町村では技術系職員が不足しており、引き続き、国や県による技術的支援や財政措置を充実強化すること。

(4)道路の安全対策の推進

地域の安全・安心の観点から、緊急活動に支障を来すような狭小道路の拡幅整備や生活道路網の新設整備、安全な通学路の整備、落石・崩壊防止対策等を含めた道路の維持、修繕、改良を行えるよう必要な財政措置を講じること。

14. 空き家対策への総合的な取組みについて

本県は、いわゆる管理が放棄されている空き家率が高い水準にあり、とりわけ離島・中山間地域などではその比率が高く、これらの空き家の放置による防災、防犯上の問題などの発生や、一方ではその利活用がなかなか進まないなど、地域での喫緊の課題となっている。

このため、次の事項が実現するよう、国及び県において適切な措置を講じることを要望する。

(1)財政措置の充実強化

町村が、空き家対策を適切かつ円滑に実施できるよう、「島根県老朽危険空き家除却支援事業」など必要な財政支援措置を充実・強化すること。

(2)空き家の有効活用等の推進

町村が空き家対策を適切かつ円滑に実施できるよう、特定空き家に該当しない空き家についても利用実態に応じ、固定資産税の住宅用地特例から除外することや、家屋の所有者に関する福祉関連情報の活用、緊急安全措置(即時強制)の規定整備、借地上にある空き家対策など、町村において、より一層空き家の有効活用等が推進されるよう、町村の意見を十分に反映すること。

15. 竹島の領土権の早期確立・日韓新漁業協定の実効確保等について

次の事項が実現するよう、県が国に対して強力に働きかけることを要望する。

(1)竹島の領土権の早期確立

- ①韓国政府に対し、不法占拠を既成事実化する諸活動を中止するよう強く申し入れるなど、竹島問題解決に向けて国として毅然として取り組むこと。
- ②国において、竹島問題に関する調査研究及び広報啓発活動を充実強化すること。
- ③北方領土対策と同様に、国の啓発施設として「竹島漁撈歴史記念館」を隱岐の島町に設置すること。

(2)日韓新漁業協定の実効確保と監視取締体制の充実強化

平成11年1月の日韓新漁業協定以降、本県沖合に広大な暫定水域が設定されたが、この暫定水域での実効ある資源管理方策が合意されていないばかりか、韓国側は我が国の排他的経済水域内で違反操業等を繰り返し、本県漁業に大きな影響を与えている。

このため、国においては、日韓新漁業協定の実効性確保と監視取締体制の充実強化を図ること。

16.離島への支援について

隠岐諸島は、有人国境離島として、我が国の国境管理や安全保障、海洋資源の確保など国家的な役割を担っており、国における特別な支援が必要であることから、次の事項が実現するよう、県が国に対して強力に働きかけることを要望する。

(1)離島振興に向けた特別措置の拡充

- ①令和5年4月1日に施行された「離島振興法の一部を改正する法律」に基づき、離島振興法の期限が10年間延長されるとともに、『離島に対する配慮規定』等が充実されたが、その趣旨を踏まえ積極的に離島振興が図られるよう所要の財政措置を講じること。
- ②現在、国が推進している上下水道事業の経営改善を目的とした広域化及び、施設の老朽化対策について、本土の事業者より経済的負担が大きい離島の事業者に対して、財政措置の充実強化を図ること。
- ③改正離島振興法においては、特別の配慮規定として「離島航路に供される船舶の更新」が追加された。隠岐航路の船舶はいずれも老朽化し、耐用年数を大幅に超えて運航しており更新を迫られている。については、島民生活の生命線である隠岐航路を維持するため、多額の更新費用に対する財政支援を行うこと。
- ④改正離島振興法において、離島の果たすべき役割に「多様な再生可能エネルギーの導入及び活用」が追加された。しかしながら、本土と比較して整備費用が割高になるにもかかわらず、売電価格は本土と同額で

あるなど、採算性の確保が困難で導入が進まない。については、離島における再生可能エネルギーの導入費用及び運営費用について、実態に応じた財政支援を行うこと。

(2)有人国境離島に対する特別な支援

- ①「有人国境離島法」によって離島航路の維持と更なる地域活性化を推進していくため、島民だけに限らず、観光客等すべての利用者が航路運賃の割引対象となるよう制度の拡充を図ること。
- ②輸送コストがかかるのため、本土よりも2割程度高い島内の物価水準を考慮し、ガソリン以外の燃料類や、生活物資、事業活動物資、産業廃棄物の輸送費など、支援の対象を拡大すること。
- ③農業用機械導入などの各種補助事業の採択にあたっては、本土から遠隔地に位置する国境離島ほど、事業費が割高になるため、有人国境離島地域の実情を反映した評価項目を追加するなど、採択要件の緩和措置等を検討すること。
- ④有人国境離島では、周辺海域からの漂流物に危険を伴うものもあり、そこで暮らす住民にとっては、大きな問題であり、不安と恐怖に怯えることもある。
　　国の責任において、我が国の領海・領空の安全確保と周辺海域の警戒監視活動を強化するとともに、その体制強化を図ること。

(3)隠岐ユネスコ世界ジオパークに対する支援

ジオパークの知名度向上に向け、国として一体的な支援・推進体制を構築するとともに、関係自治体のジオパークに関連する取組みに対し積極的な支援を行うこと。

17. 海岸漂着ゴミ対策の充実強化について

次の事項が実現するよう、県が国に対して強力に働きかけることを要望する。

(1)海岸漂着物対策推進のための財政措置の恒久化

- ①海岸漂着物対策を推進するため、海岸漂着物等地域対策推進事業の事業費を確保するとともに、地方の財政負担が生じないよう必要な措置を講ずること。
- ②海岸漂着物対策を推進するための財政支援措置を含め、総合的な支援対策の実施に必要な法制を速やかに整備すること。

(2)対岸諸国からの漂着ゴミに関する国家間協議の推進

日本海沿岸には、対岸諸国由来と推定される医療廃棄物や漁具・ポリタンクなどの漂着ゴミが大量かつ広範囲に漂着し、沿岸の市町村、都道府県の

みで処理することは、もはや限界に達している。

このため、国は、外交ルートを通じて、対岸諸国に対して原因究明とその防止策、監視体制の強化など適切な働きかけを行うこと。

18. 米軍機による低空飛行訓練の中止等について

住民が生活している地域において、米軍機の低空飛行訓練による騒音被害が発生している中で、厚木基地から岩国基地へ米空母艦載機部隊が移転し、令和4年には島根県西部の自治体において、70デシベル以上の騒音が過去最多の2,076回確認された。既に地元住民にとっては受忍限度をはるかに超える状況となっており、今後もさらに被害の増大が懸念される。

については、次の事項が実現するよう、県が国に対して他県と連携するなど、より一層強力に働きかけることを要望する。

(1) 関係機関への中止等要請

- ① 住民が居住する地域において、米軍機による低空飛行訓練が行われないよう、米軍関係当局に対し、更に強力な対応を行うこと。
- ② 新たな機種、飛行ルートなどによる新たな飛行訓練が関係自治体の意向を無視して実施されることのないよう、迅速かつ強力に対応すること。

(2) 国による実態把握と実態の伝達

- ① 低空飛行訓練による住民からの苦情が多い地域へ更に騒音測定器を設置するなど、実態調査を実施し、客観的なデータをもって低空飛行訓練の実態を明らかにすること。
- ② 実態調査を速やかに行うため、地方公共団体がやむを得ず騒音測定機器等を設置する場合には、国は適切な財源措置を講じること。
- ③ 現在実施されている低空飛行訓練の実態について、米国側において正確に認識されるよう、調査によって得られた客観的なデータ、住民からの苦情や関係自治体からの要請内容などを米国側に具体的に伝え、訓練内容について改善を求める。

(3) 住民負担の軽減

- ① 住民からの訴えや地方公共団体からの要請に対する政府の対応状況、この対応に対する米国側の反応などについて、低空飛行訓練に係る政府の認識とともに、住民や地方公共団体に対して説明すること。
- ② 低空飛行訓練による騒音被害が解消されるまでの間、地元住民の騒音や安全性に対する不安などを軽減するため、学校等の防音対策などの必要な措置を速やかに講じるとともに、訓練空域の実態に応じた新たな財源措置を講じること。

19. エネルギー対策の推進について

2050年までに温室効果ガスの排出をゼロにするカーボンニュートラルが実現するよう、国及び県において適切な措置を講じることを要望する。

(1) 安定的なエネルギー需給構造の確立

徹底した省エネルギー社会の実現、再生可能エネルギーの導入拡大、各電源の安定的な発電及び蓄電効率の向上、さらには「水素やメタンハイドレート等」の新型資源の開発促進等により安定的なエネルギー需給構造を確立すること。

(2) 再生可能エネルギーの導入促進と地産地消型エネルギーシステムの構築

- ① 令和3年3月に改定された「島根県再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進に関する基本計画」に基づき、小水力、バイオマス、太陽光、風力など多様な地域資源を活用した地産地消型エネルギーシステムの構築を加速させ、災害時のエネルギー確保にも対応可能な自立・地域分散型のエネルギー供給体制を推進すること。
- ② 県内に資源の多い木質バイオマスについては、熱供給(コーチェネレーション)の観点からも利用促進が図られるよう十分な財政支援制度を設けること。

(3) 水力発電施設周辺地域交付金制度の充実

水力発電施設周辺地域交付金を法律に基づく恒久的な措置とともに、最低補償額の引き上げを図るよう国に対し働きかけること。

20. 教育環境の充実について

次の事項が実現するよう、国及び県において適切な措置を講じることを要望する。

(1) 教育魅力化推進事業の推進等

県内町村では、県の「高校魅力化人づくり推進事業」による支援と、それぞれの高校及び地元町村による積極的な取組により、県外から多くの生徒が「しまね留学」するなど、生徒の確保や地域の活性化に大きな成果が挙がっている。

今後、こうした取組をより一層充実・拡大させていくため、次の対策を講じること。

- ① 学校と地域の実情を理解した上で、双方の活動を調整できるコーディネーターの養成や育成など、地域振興の核となる高校の機能強化に向けた県の支援体制を充実強化すること。

②しまね留学により、寮が不足している県立高校については、早急に寮の整備、拡充を行うこと。

また、生活スタイルの変化に対して、厨房スペースや水回り設備、収納等が不足してきているため、対策を講じること。

③しまね留学の受入に当たり、町村が整備した公共的施設を寄宿舎として活用する場合や、古民家や空き家等の地域資源を活用して共同下宿を整備した場合の運営費については、引き続き十分な財政支援を行うこと。

(2)島留学・山村留学等への支援

島留学・山村留学は、学校教育や生涯学習の視点から意義あるものであるとともに、地方と都市との交流促進にも結びつくことから、離島・中山間地域の振興策の一つである。

こうした教育移住の流れを加速する島留学・山村留学を推進するため、受け入れ環境の整備及び教育環境の充実に対する財政的な支援などを継続すること。

(3)教員の安定的確保と適正な教員配置

少人数学級を計画的に進めて行くに当たっては、町村の意見を十分に踏まえ、地域の実情に応じた教職員の確保・質の向上を図ること。その際、少人数指導、専科指導、生徒指導などを担う加配教員を削減することなく、安定的な財源によって措置すること。

また、小規模校における事務職、養護教諭などの配置基準の充実を国に働きかけること。

(4)小中学校における英語教育の充実

新学習指導要領に基づき正式に「教科」となった英語教育について、小規模校のために英語専科教員が配置されない場合には、地域によって英語教育の質に差が生じることが懸念される。

小規模校が多い離島・中山間地域の学校においても、充実した英語教育が行えるよう、加配教員の増員や配置基準の緩和など、必要な体制整備を国に対し強く働きかけること。

(5)学習環境・指導環境の整備

児童生徒の学びを保障し、ICTを活用した教育が推進できるよう、小中学校における校内通信ネットワークや1人1台端末の整備(GIGAスクール構想)に係る財政措置を継続・拡充するとともに、維持・更新の費用についての支援を国に働きかけること。

また、ICT支援員等の人的配置に対する財政措置の拡充を国に働きかける

こと。

(6)スポーツ・文化活動の振興

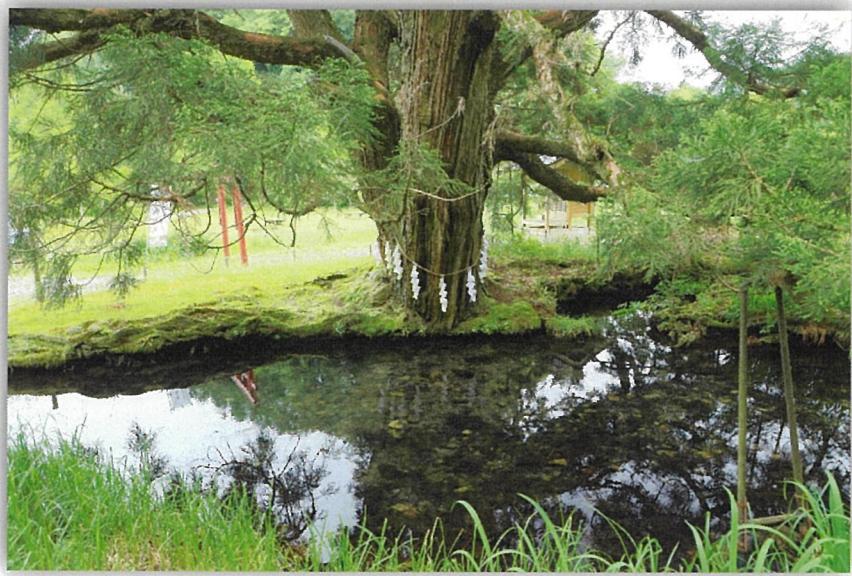
①児童や生徒が遠距離移動をともなう体育活動や文化活動に参加する場合の宿泊費等への支援を行うことにより、児童等の活発な体育活動等を推進するとともに、保護者の経済的な負担を軽減するよう国に働きかけること。

②中学校で行われる休日の部活動の地域移行については、全国一律に拙速に進めることができないよう町村の意見を十分踏まえること。

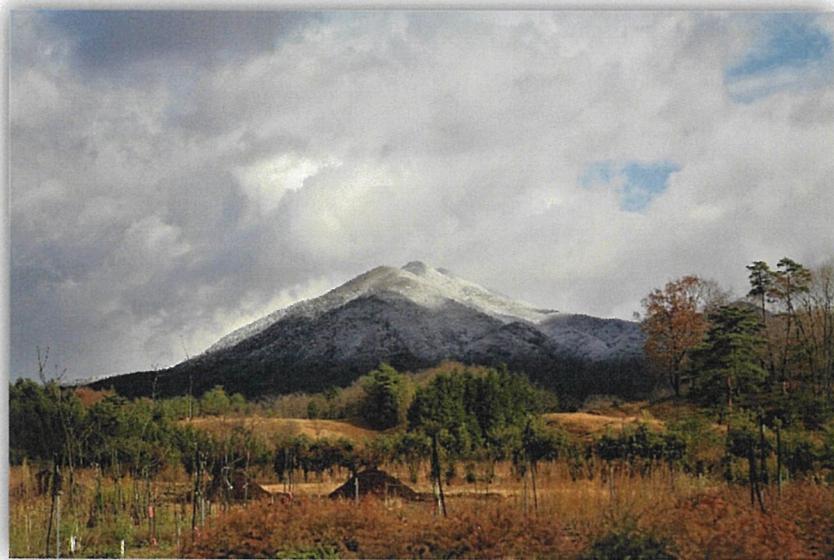
また、中山間地域や離島においては、専門性のある指導員の人材確保に加え、経費負担も大きな課題となる。よって、地域移行に当たっては、都市部の生徒との教育の機会均等が保たれるよう、必要となる人的、財政的支援措置を適切に講じること。

(7)文化財保存活用財源の確保

各町村にある指定等文化財を保存し活用することは、ふるさと教育や地域振興の基盤となる取組である。については、文化財の保存活用事業が計画的に進められるよう、国および県において予算規模の拡大とともに補助率の拡充を図ること。



(吉賀町:高津川源流 大蛇ヶ池)



(飯南町:初雪をまとう琴引山)